

広情個審第14号

令和2年6月10日

広島市監査委員 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年3月28日付け広監第373号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第287号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成31年3月28日付け広監第373号の諮問事案（諮問第287号事案）

平成30年9月2日付けの公文書開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同月18日付け広監第140号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年10月25日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定（以下「本件不開示決定」という。）は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消し、法令の規定に従って開示を行うとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

開示請求を行った平成30年9月2日時点では、8月2日付けで受理した住民監査請求が存在しており、不存在ではないため、審査請求人が開示請求した文書に対して、誠実に条例の規定にのっとり開示していただきたい。

本件監査請求は、9月4日の監査委員会議等で受理が決定されたものと思われるが、あくまで受理の日付は8月2日であり、9月18日に決定通知した公文書開示請求にあって、請求日以前の日付に対する処理が必要であると考える。

事実、審査請求人が、4月1日付けの「職務分担表」を請求した場合、請求日においてははまだ作成途中や未作成の状態で、最終決裁の済んでいないものであっても、すべて開示されている。

仮に、9月2日以前に請求人に通知した文書が存在しない場合には、不存在理由は、「受理した住民監査請求がないため」ではなく「受理した住民監査請求に対する通知文が9月2日までには送

付されていないため」等、正しい理由としていただきたい。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件開示請求は、平成30年度に受理した住民監査請求について、それぞれの請求人に通知した文書全てについて請求している。

審査請求人から開示請求のあった平成30年9月2日時点では、同年8月2日に受け付けた住民監査請求は存在していたが、受理の決定はされておらず、同年9月4日の監査委員会議において、同年8月2日付けで受理することが決定されたものである。

したがって、審査請求人から開示請求のあった平成30年9月2日時点では、平成30年度に受け付けた住民監査請求はあったが、受理を決定したものがなかったため、該当する公文書は不存在である。

なお、実施機関は本件不開示決定を適切に行っているが、現在は、本件と同様の開示請求があっても対象公文書が存在しない場合は、「公文書が存在しない理由」については、より分かりやすくするため「〇月〇日から〇月〇日（開示請求日）までの間に、それぞれの請求人に文書を通知していないため」などと記載していることを付言する。

### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

公文書開示請求の対象となるのは、開示請求が行われた時点で実施機関が保有している公文書である。

当審査会が見分したところ、実施機関は、平成30年8月2日に受け付けた住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）について、審査請求人が本件開示請求を行った同年9月2日の2日後の同年9月4日に監査委員会議を開催し、同年8月2日に遡って本件住民監査請求を受理することを決定し、同年9月4日付けで監査請求人に受理通知を行っている。

また、審査請求人が本件開示請求を行った平成30年9月2日以前に、本件住民監査請求以外の住民監査請求は行われていなかった。

以上のことから、審査請求人が開示請求を行った時点では、「平成30年度に受理した住民監査請求について、それぞれの請求人に通知した文書」は存在しなかったことから、請求の対象となった公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。  
以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙 1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 1 ・ 3 ・ 2 8	広監第 3 7 3 号の諮問を受理 (諮問第 2 8 7 号で受理)
R 1 ・ 1 1 ・ 1 2 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 1 ・ 1 2 ・ 1 0 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 2 . 1 . 2 1 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授